

## 岡山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人(法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人をいう。以下同じ。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請等)

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に掲示するものとする。

### (変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第2号)により、受託事務の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、廃止・休止・再開届出書(様式第3号)により、それぞれ行うものとする。

### (公示の事項)

第4条 令第11条の6の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地(変更の届出があつた場合には、変更前の名称及び所在地並びに変更後の名称及び所在地)
- (2) 指定の申請者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 指定、指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止又は受託事務(政令第11条の2第1項に規定する受託事務をいう。以下同じ。)の廃止の年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等(法第23条に規定する居宅サービス等をいう。次条第8号において同じ。)の提供の有無

### (市町村等への情報提供)

第5条 知事は、指定市町村事務受託法人に関する情報のうち次に掲げる情報を市町村その他知事が必要と認める者に対して提供するものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 受託事務の種類及び指定の年月日
- (4) 事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所

- (5) 運営規程
- (6) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (7) 事務所に勤務する介護支援専門員等の氏名及びその登録番号等
- (8) 居宅サービス等の提供の有無

第6条 この要綱に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。